

波田地区の皆様へ

令和7年7月1日



令和7年度

社会福祉協議会会費納入のお願い

日頃、社会福祉協議会の活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、毎年お願いしております社協の会費につきましては、本年も7月を納入月間とさせていただきますことになりました。

本会は、全市民の皆様の世帯を会員として構成された民間の福祉団体であり、会費を財源として、福祉のまちづくり推進のために、各種事業を実施しております。

原則、自由意志ではございますが、全戸の皆様に趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、加入ならびに会費の納入につきましては町会長さん、隣組長さんをとおしてお願いしますので、よろしくお願いいたします。

※是非、全世帯でご加入下さいますよう、お願いいたします。

《納入方法》 後日、隣組長さんが加入についてご自宅へ伺います。

《期 間》 令和7年7月1日（月）～7月31日（水）

《世帯会費》 1,000円（年会費）

内 訳 松本市社協会費 300円（内、90円は波田地区社協活動費として還元されます）
波田地区社協会費 700円（内、300円は町会福祉活動費として助成します）

～ 会費は下記のような事業に役立てられます ～

【松本市社協】

- ・福祉講座 ・見守り安心ネットワーク ・地域ボランティア活動 ・介護者支援事業
- ・子育て支援事業 ・町会福祉支援事業 ・福祉相談事業 ・障害福祉事業 ・広報啓発事業、等

【波田地区社協】

- ・ひとり暮らし高齢者支援事業（お弁当・おせち料理お届け等）
- ・デイホーム事業（各区の公民館等で開催しています）
- ・ボランティア活動支援事業
- ・町会福祉活動助成金交付
- ・福祉4団体助成金交付（高齢者クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会、民生児童委員協議会）
- ・児童生徒福祉体験活動等助成金交付（波田小学校、波田中学校、梓川高校、波田児童センター、子ども会育成会）
- ・はた地区社協だよりの発行



裏面もご覧ください

波田地区社協のおもな福祉活動の様子

各区で開かれているデイホーム



一人暮らし高齢者へのおせち料理お届け



ボランティアレクリエーションクラブの活動

会費Q&A

Q1 会費は強制なの？

A1 いいえ。会費は強制ではありません。社協の事業に賛同して下さる方に【任意】で納めていただくものです。

Q2 なぜ社協会費を自治会(町会)が集めるの？

A2 地域での助け合い、身近な単位での活動が地域福祉の根幹であると考えています。地域に必要な、きめ細かな福祉活動には自治会(町会)との連携が不可欠であることから、財政基盤の確保ととりまとめにご理解ご協力をお願いしているものです。

Q3 会員にならないと、社協のサービスが受けられないの？

A3 会員、非会員でサービスに違いはありません。【お互い様の支え合い】の精神に基づき、賛同いただくもので、自分たちの地域を少しでも良くするために、福祉活動の推進を一緒に支えていくというものです。

お問合せ先： 松本市社会福祉協議会 地域福祉課(西部) 波田事業所内(波田支所3階)
波田地区社協 事務局 担当:百瀬 電話:91-2030 FAX:91-2032